

# 大阪市立小・中学校空調設備整備事業

## 実施方針

令和5年11月

(令和6年3月15日修正版)

大阪市

## 目 次

<b>第 1</b>	<b>特定事業の選定に関する事項</b>	1
1.	事業内容に関する事項	1
2.	特定事業の選定に関する事項	4
<b>第 2</b>	<b>事業者の募集及び選定に関する事項</b>	5
1.	募集及び選定の方法	5
2.	募集及び選定のスケジュール（予定）	5
3.	事業者の募集及び選定手続き等	6
4.	入札参加者の参加資格要件	7
5.	入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
6.	事業提案の審査に関する事項	10
7.	落札者決定後の手続き	11
8.	提案書類の取扱い	11
<b>第 3</b>	<b>事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b>	12
1.	リスク分担の方法等	12
2.	業務品質の確保	12
<b>第 4</b>	<b>事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</b>	14
1.	疑義対応	14
2.	紛争処理機関	14
<b>第 5</b>	<b>事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</b>	15
1.	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	15
2.	事業の継続が困難となった場合の措置	15
3.	金融機関と本市の協議	15
<b>第 6</b>	<b>法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b>	16
1.	法制上及び税制上の措置	16
2.	財政上及び金融上の支援	16
3.	その他の措置及び支援に関する事項	16
<b>第 7</b>	<b>その他、特定事業の実施に関し必要な事項</b>	17
1.	大阪市会の議決	17
2.	情報提供	17
3.	本事業において使用する言語、通貨単位等	17
4.	入札参加に伴う費用負担	17
5.	実施方針等の公表に関する事項	17
<b>別紙 1</b>	<b>本事業の対象校一覧</b>	19
<b>別紙 2</b>	<b>リスク分担表（案）</b>	29

## はじめに

大阪市は、小・中学校における教育環境向上の一環として、特別教室等への空調設備整備（更新・新設）及び整備後の維持管理を効率的、効果的に推進するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。「以下PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本実施方針はPFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者の選定を行うにあたり、PFI法第5条第1項の規定に基づき策定したものである。

## 用語の定義

用語	定義
本事業	大阪市立小・中学校空調設備整備事業をいう。
本市	大阪市をいう。
空調設備	本事業において業務の対象となる空調機器設備、配管設備及びその他的一切の設備等をいう。
対象校	本事業の対象となる市立小・中学校及び義務教育学校をいう。
対象室	本事業の対象となる室をいう。
整備	本事業において空調設備を更新及び新設することをいう。
整備対象設備	本事業において更新及び新設により設置され、事業期間を通して維持管理業務の対象となる設備をいう。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
事業者	SPCを設立する落札者、または本事業を実施する者として選定された入札参加者をいう。
選定事業者	本市と事業契約を締結し本事業を実施する事業者をいう。
入札説明書等	入札公告の際に本市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集、その他必要な文書をいう。
入札参加者	本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループをいう。
構成員	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負し、特別目的会社に出資を行う法人をいう。
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負するが、特別目的会社には出資を行わない法人をいう。
代表企業	構成員の中で応募手続きを行い、本市との対応窓口となる1法人をいう。
業務従事者	構成員、協力企業、または構成員または協力企業から業務を受託・請負をする企業に属し、本事業において業務に従事する人をいう。
SPC	本事業を遂行するために、会社法に定める株式会社として設立する特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
性能基準	事業契約に定める空調設備の性能をいう。
更新	既存の空調設備の撤去を行い、新たに空調設備を設置することをいう。
実施方針等	実施方針及び要求水準書（案）をいう。
標準図	大阪市が学校施設における空調設備の品質及び性能を確保するため機器の性能及び配置などを示した図面をいう。

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1. 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

大阪市立小・中学校空調設備整備事業

#### (2) 公共施設等の管理者

大阪市長 横山 英幸

#### (3) 対象となる事業の概要

本市の市立小学校 264 校、市立中学校 118 校及び市立義務教育学校 1 校において、更新が必要な特別教室等及び未整備の特別教室等、2, 393 室を対象に空調設備の整備を実施する。また、事業期間を通して整備対象設備の維持管理を行う。

なお、対象校及び所在地は、別紙 1 「本事業の対象校一覧」を参照すること。

#### (4) 事業目的

本事業は、小・中学校における教育環境向上の一環として、特別教室等への空調設備の整備について、PFI 手法の導入により民間事業者の技術的知見・能力等を最大限に活用し、短期間での実施による学校間の公平性を確保したうえで、環境保全に配慮して夏季及び冬季における室内の温熱環境の改善を行い、快適性や利便性等を確保しつつ、児童等に望ましい学習環境を安定的に提供することを目的とする。

また、維持管理を含めた効率的かつ効果的な運用を行うことで、本市の財政負担の縮減を図るものとする。

#### (5) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、選定事業者が、自らの資金で空調設備の整備にかかる設計業務、施工業務、工事監理業務を実施し、設置完了後、本市に所有権を移転し、事業期間を通して維持管理業務等を行う BTO (Build-Transfer-Operate) 方式により実施する。

#### (6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（令和 6 年 12 月を予定）から、令和 23 年 3 月末までを予定している。

※近隣自治体の同事業の状況により実施方針等を公表する段階で、終期を変更する場合がある。

#### (7) 事業スケジュール(予定)

##### ① 設計期間

事業契約締結日～令和 10 年 3 月以内

## ② 施工期間

令和7年4月～令和10年3月以内  
(施工期間の短縮については選定事業者の提案による。)

## ③ 維持管理期間

令和7年度中～令和23年3月末

令和7年度施工分 令和7年度中～令和23年3月末

令和8年度施工分 令和8年度中～令和23年3月末

令和9年度施工分 令和9年度中～令和23年3月末

引き渡しを行った月度の次の月度の月初から維持管理期間を開始する。

ただし、選定事業者の提案により施工期間が1年以上短縮された場合（本市が施工時期を指定した学校は除く。）の維持管理終期は、この限りではなく、最終施工分の所有権移転が完了した年度末から13年後の年度末とする。

※②の施工期間中に、全ての整備対象設備を引き渡すものとし、引き渡しは、対象校毎、かつ期間内の月末毎に行うこととする。

※②施工期間の中で引き渡しが完了するよう、対象校の整備順序を計画し、提案書に記載し本市に提出すること。なお、本計画には建替工事等により施工時期が重複しないよう本市が施工時期を指定するものについて反映させるものとする。

※選定事業者は、この整備順序に基づいて、空調設備の整備を行う。ただし、本市が対象校の整備年度の変更を求めた場合は、それに応じること。なお、これにより選定事業者が整備順序計画の変更を必要とする場合、本市は協議に応じるものとする。

## (8) 事業範囲

本事業の対象となる業務の範囲は以下のとおりとする。

### ① 設計業務

- a. 設計のための事前調査業務
- b. 設計業務
- c. その他、付随する業務（設計図書に記載の水準に関するチェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、本市が行うモニタリングへの協力、本市が行う交付金・補助金等の申請に係る協力及び諸資料の提出等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

### ② 施工業務

- a. 施工のための事前調査業務
- b. 整備に伴う一切の工事（更新の対象となる既存の空調設備の撤去、新たな空調設備の設置、エネルギー関連の設備の整備、デマンド監視装置の適切な設定、植栽その他既存施設等の移設・復元、既存の冷媒の回収・引き渡し等を含む。）
- c. その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、本市が行うモニタリングへの協力、本市が行う交付金・補助金等の申請に係る協力及び諸資料の提出等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

### ③ 工事監理業務

- a. 施工に係る工事監理業務
- b. その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

### ④ 所有権移転業務

- a. 施工完了後の本市への整備対象設備の所有権の移転業務

### ⑤ 維持管理業務

- a. 維持管理のための事前調査業務
- b. 整備対象設備の性能の維持に必要となる一切の業務（空調設備を事業期間内に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）
- c. 整備対象設備に係る緊急時対応業務（問合せ対応、緊急修繕等）
- d. 整備対象設備の運用に係るデータ計測・記録業務
- e. 整備対象設備の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）
- f. 整備対象設備の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に係る点検業務等）
- g. その他、付随する業務（計画書・手順書・帳票等の作成、調整、維持管理記録の提出・報告、セルフモニタリングによる確認・報告、本市が行うモニタリングへの協力、本市が行う交付金・補助金等の申請に係る協力及び諸資料の提出等。なお、調整業務には、対象校との調整も含む。）

### ⑥ 所有権移転後の移設業務

- a. 空調設備の所有権移転後に、対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により空調設備の移設が必要となった場合の移設業務  
空調設備の移設業務にかかる費用は、別途に締結する契約に基づき、本市の負担とする。

### ⑦ 本市が行う業務

- a. エネルギー調達・供給業務

空調設備の運転に必要となる電気、ガスのエネルギーの調達、供給は本市が行い、その費用は、本市が負担する。

### (9) エネルギーの種別

空調設備の運転に必要となるエネルギーの種別については、選定事業者において電気及び都市ガスのうちどちらかを設定すること。エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、適切なエネルギーを選択し提案することとする。また、エネルギーは組み合わせて提案できるものとする。

### (10) 選定事業者の収入

本市は、選定事業者に対して、空調設備の整備及び整備対象設備の維持管理に係るサー

ビス対価を支払う。なお、整備にかかる対価の一部に国庫交付金（学校施設環境改善交付金）の充当を予定している。支払い方法の詳細は、入札説明書等において提示する。

#### ① 設計、施工、工事監理、所有権移転等に係る対価

本市は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、設計、施工、工事監理、所有権移転に係る対価（金融機関等からの借り入れ等を行う場合の金利分を含む。）について、令和7年度、令和8年度、令和9年度の各年度に空調設備の所有権移転が完了した分について、年度ごとに支払う。

#### ② 維持管理業務に係る対価

本市は、維持管理業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり年度毎に選定事業者に支払う。

### (11) 遵守すべき法制度等

本事業の遂行に際しては、設計、施工、工事監理、維持管理の各業務を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、条例、規則、要綱等を含む。）を遵守しなければならない。関係法令の具体名称は、要求水準書（案）に示す。

### (12) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める空調設備の性能を満たす状態とすること。

なお、事業期間終了時の空調設備の性能は、本市が示す要求水準に加えて、選定事業者が提案した事業終了時の性能基準に基づくこととし、その旨を事業契約に規定する。

### (13) 実施方針等の変更

実施方針等の公表後における民間事業者からの意見等又は本市内部での検討を踏まえて、実施方針は特定事業の選定までに、要求水準書（案）は入札公告までに内容を見直し、変更することがある。

実施方針等の変更を行った場合には、速やかにその内容を本市ホームページ（第7・5.を参照のこと。以下同様とする。）に掲載し、公表する。

## 2. 特定事業の選定に関する事項

### (1) 特定事業の選定

本市は、PFI法等に基づき、本事業を実施することにより、本市自らが従来方式により実施した場合と比較して、効率的かつ効果的に本事業の実施ができると判断した場合、本事業を特定事業として選定する。

### (2) 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、評価の内容とあわせて、本市ホームページ等に掲載し、公表する。

なお、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表する。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 募集及び選定の方法

本市は、本事業への参画を希望する民間事業者を広く募り、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を選定する。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式を採用することを予定している。

なお、本事業は、WTO政府調達協定の対象となる事業であり、入札手続きは「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

### 2. 募集及び選定のスケジュール(予定)

事業者の募集及び選定にあたっては、次のスケジュールにより行う予定である。

時 期	内 容
令和5年6月28日	実施方針（案）の公表
令和5年7月下旬～8月中旬	現地見学会
令和5年11月30日	実施方針及び要求水準書（案）の公表
令和5年12月1日 ～令和5年12月22日	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見等の受付
令和6年1月25日	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見等の回答の公表
令和6年3月	特定事業の選定及び公表
令和6年4月上旬	入札公告（入札説明書等の公表）
令和6年4月上旬～下旬	第2回現地見学会
令和6年4月上旬 ～令和6年4月下旬	入札説明書等に関する質問及び意見等の受付
令和6年5月	入札説明書等に関する質問及び意見等の回答の公表
令和6年6月上旬	参加表明書の受付 入札参加資格確認申請書の受付開始
令和6年6月下旬	入札参加資格確認審査
令和6年7月	入札提出書類（提案書）の受付締切
令和6年9月	落札者の決定及び公表
令和6年9月	基本協定の締結
令和6年11月	仮契約の締結
令和6年12月	本契約の締結

### **3. 事業者の募集及び選定手続き等**

#### **(1) 実施方針等に関する質問及び意見の受付**

実施方針等に記載された内容に関する質問及び意見を次の要領により受け付ける。受け付けた質問及び意見については、本事業の実施に向けて活用を図る。

受付期間及び提出方法については第7その他、特定事業の実施に関し必要な事項 5. 実施方針等の公表に関する事項 (2) 実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答を参照のこと。

#### **(2) 参考図書の貸与**

事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、参考図書を貸与する。

参考図書及び貸し出し手続きの詳細については、入札説明書等において提示する。

#### **(3) 入札公告、入札説明書等の公表**

特定事業として本事業を選定後、入札説明書等を本市ホームページに掲載し、公表する。

#### **(4) 第2回現地見学会の実施**

本事業の一部の対象校について現地見学の機会を設ける。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書等において提示する。

#### **(5) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表**

入札説明書等の記載内容についての質問を受け付ける。また、受け付けた質問は、本市の回答とともに公表する。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書等において提示する。

#### **(6) 参加表明書及び資格確認書類の受付**

本事業の入札に参加しようとする民間事業者は、入札に先立ち、参加表明書及び資格確認書類を提出すること。

なお、参加表明書及び資格確認書類の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、入札説明書等において提示する。

#### **(7) 参加資格確認**

入札説明書等に基づき入札参加資格の審査を行う。確認の結果については、各入札参加者の代表企業に対して通知する。

## (8) 入札書及び提案書の受付

入札説明書等に基づき、入札参加資格審査通過者から入札書及び提案書を受け付ける。

なお、入札書及び提案書の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、入札説明書等において提示する。

## 4. 入札参加者の参加資格要件

### (1) 入札参加者の構成

- (ア) 入札参加者は、設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理業務を行う企業、維持管理業務を行う企業、その他業務を行う企業により構成されるものとする。その他業務を行う企業を必ずしも構成員に含める必要はないが、設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理業務を行う企業、維持管理業務を行う企業は構成員に1社以上含めること。
- (イ) 入札参加者は、構成員あるいは構成員と協力企業により構成される企業グループとする。
- (ウ) 入札参加者は、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が入札参加手続等を行うこと。
- (エ) 本事業を実施する者として選定された入札参加者は、構成員からの出資によりＳＰＣを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として大阪市内に設立するものとし、事業期間中は大阪市外に移転させないものとする。ＳＰＣの本店所在地を変更する場合は、本市に対し、事前に書面で通知するものとする。
- (オ) 入札参加者は、構成員の企業名及びそれらの者が携わる業務を参加表明書において、明らかにするものとする。なお、入札参加者に協力企業を含む場合には、協力企業の企業名及びそれらの者が携わる業務を明らかにするものとする。
- (カ) ＳＰＣが発行する全ての株式は、構成員により保有されなければならない。また、代表企業のＳＰＣへの出資割合は、構成員中、最大としなければならないものとする。
- (キ) すべての出資者は、事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- (ク) その他の業務を行う企業が構成員となる場合は設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務以外の業務を行うものとして、その他の業務を行う企業が行う業務内容を明らかにするものとする。

### (2) 複数業務の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業が、第1・1・(8)に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げるものではないが、同一の事業対象個所（対象校毎を単位とする。）における「施工業務」と「工事監理業務」を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねることはできない。

なお、「資本面において密接な関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関係のある者」とは、当該企業の役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

### (3) 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。ただし、本市が落札した入札参加者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の協力企業が、選定事業者の業務等について協力企業として参画することは可能とする。

### (4) 構成員または協力企業の変更及び追加

構成員の変更及び追加は、参加資格確認申請書受付以降は原則として認めない。

協力企業の変更及び追加は、事業契約締結後に限り選定事業者の申出により、当該申出について本市が変更及び追加を認めた場合には、追加及び変更を認める。

### (5) 中小企業への配慮

入札参加者は、大阪市中小企業振興基本条例（条例第 59 号 平成 23 年 11 月 1 日施行）の趣旨に鑑み、中小企業者の受注機会の増大に配慮すること。

## 5. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、参加資格確認基準日において、以下の参加資格要件を全て満たすことを必要とする。なお、参加資格確認基準日以降においても入札参加者の構成員及び協力企業が以下の参加要件に満たさないこととなった場合、本市は当該参加資格を取り消すことがある。

### (1) 入札参加者の共通参加資格要件

- (ア) 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定及び PFI 法第 9 条に定めのある欠格事由に該当しない者であること
- (イ) 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（本市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る）を受けていない者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (ウ) 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、大阪市 PFI 事業検討会議の委員が属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。
- (エ) 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告がされたとき、破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。）にない者であること。
- (オ) 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、大阪市税、大阪府税に係る徴収金を完

納していること。大阪市に納税義務を有しない者にあっては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税、都道府県税を滞納していない者であること。

- (カ) 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- (キ) 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- (ク) 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、本市が本事業のアドバイザリー業務を委託している者及び当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面もしくは人事面において関連がない者であること。  
※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。
  - ・株式会社日建設計総合研究所大阪オフィス
  - ・弁護士法人 関西法律特許事務所

## (2) 業務を遂行する入札参加者の参加資格要件

### ① 「設計業務」を行う者の要件

- (ア) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和 25 年法第 202 号）に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- (イ) 構成員又は協力企業で設計業務を行う企業のうち 1 社は、平成 25 年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンの改修工事に係る設計の実績を有していること。

### ② 「施工業務」及び「移設業務」を行う者の要件

- (ア) 構成員及び協力企業のうち施工業務を行う企業は、建設業法（昭和 24 年法第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 構成員及び協力企業で施工業務を行う企業のうち少なくとも 1 社は、管工事について、「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録されていること。
- (ウ) 構成員又は協力企業で施工業務を行う企業のうち 1 社は、平成 25 年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンの改修工事に係る施工の実績を有していること。

### ③ 「工事監理業務」を行う者の要件

- (ア) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つもの者を有していること。
- (イ) 構成員又は協力企業で工事監理業務を行う企業のうち 1 社は、平成 25 年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンの改修工事に係る設計又は工事監理の実績を有していること。

#### ④ 「維持管理業務」を行う者の要件

- (ア) 維持管理業務を行うにあたって、選択したエネルギー方式での運用に必要となる場合、その資格を持つ者を配置できること。
- (イ) 構成員又は協力企業で維持管理業務を行う企業のうち1社は、平成25年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンを連続して1年以上維持管理している実績を有していること（ビルメンテナンス契約など建物の一括管理契約に含む場合も可とする。）。

### 6. 事業提案の審査に関する事項

#### (1) 大阪市PFI事業検討会議の設置

本市は、落札者等の選定にあたり、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、学識経験者等で構成される「大阪市PFI事業検討会議」（以下「検討会議」という）において意見聴取を行うこととする。検討会議の委員は次のとおりである。

（敬称略）

座長	佐野 修久	大阪公立大学大学院 都市経営研究科 教授
座長代理	岸本 嘉彦	大阪公立大学大学院 工学研究科 准教授
委員	楠山 宏	弁護士
委員	前田 恵美	公認会計士
委員	吉田 伸治	奈良女子大学 研究院 生活環境科学系 准教授

なお、本事業に入札参加しようとする者やそれと見なせる団体等が、検討会議の委員に対して、本事業に関する情報収集等のために接触を試みた場合は、本事業の参加資格を失うものとする。

#### (2) 落札者の決定

本市は、検討会議から意見聴取を行った上で、入札参加者からの提案書について提案価格、事業方針、事業実施体制、その他の条件を総合的に評価し、最も優れた提案を行ったと認められる者を落札者として決定する。

#### (3) 審査結果の公表

本市は、検討会議の意見聴取結果を踏まえた審査結果をまとめ、落札者決定後、本市のホームページにおいて公表する。

#### (4) 事業者選定の中止及び特定事業の選定の取消し

最終的に入札参加者がいない場合、または本事業をPFI法に基づく事業として実施することが適当であると客観的に評価された提案がない場合には、事業者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、本市はその旨をホームページにおいて公表する。

## 7. 落札者決定後の手続き

### (1) 基本協定の締結

落札者は、入札公告時に示す基本協定書（案）に基づいて、本市と速やかに基本協定を締結すること。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。なお、基本協定の締結は本市と構成員により行うものとする。

### (2) SPC設立

事業予定者は本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として S P C を設立すること。本市は事業予定者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、S P C と事業契約を締結する。S P C は事業契約の仮契約の締結までに設立することを要する。

### (3) 事業契約の締結

本市と事業予定者は、基本協定に基づき大阪市会の議決を経て、事業契約を締結する。事業契約書の検討に係る S P C 側の弁護士費用及び印紙代等、契約書の作成に要する費用は S P C の負担とする。

## 8. 提案書類の取扱い

### (1) 著作権

入札参加者が提出した提案書の著作権は入札参加者に帰属する。

ただし、本市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、一部又は全部を無償で使用できる。また、落札者以外の提案については本事業の公表以外の目的には使用しない、なお、提出を受けた書類は返却しない。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことによる起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。

## 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1. リスク分担の方法等

#### (1) リスク分担の基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるることを基本的な考え方とする。また、事業契約書等に特段の定めのない限り、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として選定事業者が負うものとする。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

現時点で想定しているリスクとその概略を別紙2「リスク分担表（案）」として示す。具体的な内容については、実施方針等に対する意見等を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定める。

#### (3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本市又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、本市及び選定事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定める。

### 2. 業務品質の確保

#### (1) 提供されるサービスの水準

本事業において最低限実施されるべき業務のサービス水準については、要求水準書に示す。

なお、本事業で選定事業者が提供するサービス水準は、入札説明書等に関する質問に対する回答、入札説明書、要求水準書、実施方針、事業者提案書類、標準図、各種標準仕様書等及び設計図書に記載の内容及び業務水準となる。

#### (2) 事業者による業務品質の確保

選定事業者は、提供するサービス水準を維持及び改善するため、選定事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

なお、セルフモニタリングは、選定事業者が提供するサービス水準が、空調設備に係る性能基準及び維持管理業務に係る業務水準を満たすことを、選定事業者自らが確認するものであり、本市が実施するモニタリングの内容を包含しているものとする。

詳細については、入札説明書等において示す。

### (3) 事業の実施状況のモニタリング

本市は、選定事業者が実施する設計、施工、工事監理、維持管理及び移設の各業務についてモニタリングを行う。なお、モニタリングにあたっては、選定事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用する。

その方法及び内容等については、入札説明書等において示す。

### (4) モニタリング結果に対する措置

本市が実施するモニタリングの結果、選定事業者が実施する設計、施工、工事監理、維持管理及び移設の各業務の水準が業務水準を満たしていないことが判明した場合、本市は、選定事業者に対し改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

その方法及び内容等については、入札説明書等において示す。

## **第4 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

### **1. 疑義対応**

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、本市と選定事業者は誠意を持って協議の上、その解決を図るものとする。

### **2. 紛争処理機関**

事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、本市及び選定事業者の責任に応じて、必要な修復、その他の措置を講じるものとする。

### 2. 事業の継続が困難となった場合の措置

上記1の措置を講じたにもかかわらず、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- (ア) 選定事業者の提供するサービスが事業契約書に定める業務水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、選定事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。この場合において選定事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができるものとする。
- (イ) 選定事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができるものとする。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)の規定により本市が契約解除した場合は、本市は事業契約に基づき選定事業者に対して違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

#### (2) 本市の責めに帰すべき事由の場合

- (ア) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- (イ) 上記(ア)の規定により選定事業者が事業契約を解除した場合は、選定事業者は事業契約に基づき、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

#### (3) いずれの責めにも帰さない事由の場合

- (ア) 不可抗力、その他本市又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- (イ) 一定の期間内に上記(ア)の協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、本市及び選定事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- (ウ) 上記(イ)の規定により、本市又は選定事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。

### 3. 金融機関と本市の協議

本市は、本事業の安定的な継続を図るために、一定の重要事項について、必要に応じて、選定事業者に資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することがある。

## **第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1. 法制上及び税制上の措置**

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

### **2. 財政上及び金融上の支援**

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、本市は、必要に応じて、これらの支援を選定事業者が受けとができるよう協力する。

### **3. その他の措置及び支援に関する事項**

#### **(1) その他の支援に関する事項**

本市は、選定事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、本市は必要に応じて協力する。

#### **(2) その他の事項**

本市は本事業における整備にかかる対価の一部について、国からの交付金を充当することを予定している。選定事業者は、本市の申請手続きを支援するものとする。

## **第7 その他、特定事業の実施に関し必要な事項**

### **1. 大阪市会の議決**

本市は、本事業の入札公告までに、大阪市会の議決を経て債務負担行為の設定を行うものとする。

### **2. 情報提供**

本事業に関する情報は、適宜、本市ホームページに掲載し提供する。

### **3. 本事業において使用する言語、通貨単位等**

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### **4. 入札参加に伴う費用負担**

入札参加に要する費用については、すべて入札参加者の負担とする。

### **5. 実施方針等の公表に関する事項**

#### **担当部局**

大阪市教育委員会事務局 総務部 施設整備課

〒530-8201

住 所 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所3階）

電 話 06-6208-9153

メール ua0005@city.osaka.lg.jp

#### **(1) 実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答**

実施方針等に関する質問・意見の受付及びこれらに対する回答は、次のアからエのとおりとする。なお、得られた質問・意見について、競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問・意見及び回答を公表しない場合がある。

##### **ア 受付期間**

令和5年12月1日（金）9時から 令和5年12月22日（金）17時まで

（注）持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く

##### **イ 提出先**

上記（1）に同じ。

##### **ウ 提出方法**

本市ホームページより実施方針等に関する質問・意見書（様式-1）をダウンロードし、実施方針等に関する意見等を簡潔にまとめ、実施方針等に関する質問・意見書（様

式-1)に記入し、持参、郵便、宅配便又は電子メールのいずれかにより提出する。

持参、郵便、宅配便による場合は、Microsoft Excel (Excel2016 に対応した形式)で作成した実施方針等に関する質問・意見書(様式-1)が記録された電子ファイルをCD-R 等に保存して提出することとし、電子メールによる場合は、電子メールの件名に「大阪市立小・中学校空調設備整備事業の実施方針等に関する質問・意見書」と表記し、当該電子ファイルを添付して送付する。

なお、郵便、宅配便、電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

エ 質問及び回答の公表予定日

令和6年1月24日（水）（予定）

## 別紙1 本事業の対象校一覧

### ●小学校

No.	学校名	所在地
1	滝川小学校	北区天満 1-24-15
2	堀川小学校	北区東天満 2-10-7
3	西天満小学校	北区西天満 3-12-21
4	菅北小学校	北区菅栄町 9-5
5	豊崎東小学校	北区長柄中 2-3-30
6	中津小学校	北区中津 3-34-18
7	大淀小学校	北区大淀中 4-10-33
8	豊仁小学校	北区長柄西 2-6-20
9	豊崎小学校	北区豊崎 4-5-9
10	扇町小学校	北区扇町 2-7-24
11	中之島小学校（中之島小中一貫校） ※令和6年4月開校	北区中之島 6 丁目
12	弘済小学校	吹田市古江台 6-2-2
13	桜宮小学校	都島区東野田町 1-10-19
14	中野小学校	都島区中野町 3-10-5
15	高倉小学校	都島区高倉町 3-3-10
16	淀川小学校	都島区毛馬町 3-5-39
17	都島小学校	都島区都島本通 3-10-3
18	内代小学校	都島区内代町 3-4-6
19	東都島小学校	都島区都島本通 4-24-20
20	大東小学校	都島区毛馬町 2-11-111
21	友渕小学校	都島区友渕町 1-3-123
22	友渕小学校（分校）	都島区友渕町 1-3-187
23	福島小学校	福島区福島 4-5-6
24	玉川小学校	福島区玉川 2-13-16
25	野田小学校	福島区野田 5-13-22
26	吉野小学校	福島区吉野 3-10-5
27	大開小学校	福島区大開 2-10-28
28	鷺洲小学校	福島区鷺洲 5-6-8
29	海老江東小学校	福島区海老江 1-6-19
30	海老江西小学校	福島区海老江 8-1-10
31	上福島小学校	福島区福島 7-4-33
32	西九条小学校	此花区西九条 4-3-41
33	四貫島小学校	此花区四貫島 2-16-29
34	島屋小学校	此花区島屋 2-9-36
35	梅香小学校	此花区梅香 3-17-29
36	高見小学校	此花区高見 1-3-35
37	酉島小学校	此花区酉島 2-5-12

No.	学校名	所在地
38	春日出小学校	此花区春日出中 1-13-23
39	玉造小学校	中央区玉造 2-3-43
40	南大江小学校	中央区農人橋 1-3-3
41	中大江小学校	中央区糸屋町 2-3-14
42	開平小学校	中央区今橋 1-5-7
43	高津小学校	中央区高津 3-4-21
44	南小学校	中央区東心斎橋 1-14-29
45	中央小学校	中央区瓦屋町 2-8-4
46	西船場小学校	西区江戸堀 1-21-28
47	日吉小学校	西区南堀江 4-9-19
48	九条南小学校	西区九条南 2-13-17
49	九条北小学校	西区九条南 4-7-38
50	本田小学校	西区川口 1-5-19
51	堀江小学校	西区北堀江 3-2-16
52	堀江小学校（分校） ※令和6年4月開校	西区北堀江 4-3-6
53	明治小学校	西区阿波座 2-3-35
54	市岡小学校	港区市岡 3-2-24
55	磯路小学校	港区磯路 3-7-7
56	三先小学校	港区三先 2-6-32
57	田中小学校	港区田中 2-10-34
58	八幡屋小学校	港区八幡屋 3-3-5
59	波除小学校	港区波除 3-6-8
60	築港小学校	港区築港 1-10-38
61	南市岡小学校	港区南市岡 2-6-35
62	弁天小学校	港区弁天 2-9-35
63	三軒家西小学校	大正区三軒家西 1-20-26
64	泉尾東小学校	大正区千島 1-16-16
65	中泉尾小学校	大正区泉尾 3-23-34
66	北恩加島小学校	大正区泉尾 5-17-31
67	南恩加島小学校	大正区南恩加島 3-6-11
68	鶴町小学校	大正区鶴町 2-6-24
69	泉尾北小学校	大正区泉尾 2-21-24
70	平尾小学校	大正区平尾 2-21-28
71	三軒家東小学校	大正区三軒家東 2-12-59
72	小林小学校	大正区小林東 2-4-45
73	真田山小学校	天王寺区玉造本町 14-41
74	味原小学校	天王寺区味原町 8-19
75	五条小学校	天王寺区小宮町 9-28
76	聖和小学校	天王寺区寺田町 1-6-37
77	大江小学校	天王寺区四天王寺 1-9-18
78	生魂小学校	天王寺区上汐 4-1-25

No.	学校名	所在地
79	栄小学校	浪速区浪速東 1-1-61
80	大国小学校	浪速区大国 1-9-3
81	敷津小学校	浪速区敷津東 3-9-32
82	塩草立葉小学校	浪速区塩草 1-4-31
83	難波元町小学校	浪速区元町 1-5-30
84	浪速小学校（日本橋小中一貫校）	浪速区日本橋西 1-7-6
85	柏里小学校	西淀川区柏里 2-13-33
86	野里小学校	西淀川区野里 2-21-13
87	姫里小学校	西淀川区姫里 2-8-24
88	姫島小学校	西淀川区姫島 1-10-4
89	福小学校	西淀川区福町 2-5-23
90	大和田小学校	西淀川区大和田 4-3-24
91	川北小学校	西淀川区中島 1-11-20
92	佃小学校	西淀川区佃 1-21-12
93	香箋小学校	西淀川区御幣島 6-5-25
94	御幣島小学校	西淀川区御幣島 3-5-5
95	歌島小学校	西淀川区歌島 2-5-18
96	出来島小学校	西淀川区出来島 2-2-24
97	佃西小学校	西淀川区佃 2-15-30
98	神津小学校	淀川区十三元今里 2-3-12
99	田川小学校	淀川区田川 2-9-37
100	加島小学校	淀川区加島 1-60-28
101	三津屋小学校	淀川区三津屋中 1-4-14
102	新高小学校	淀川区新高 1-15-53
103	野中小学校	淀川区野中北 1-11-26
104	十三小学校	淀川区十三東 4-3-6
105	三国小学校	淀川区三国本町 3-9-18
106	北中島小学校	淀川区宮原 5-3-4
107	塚本小学校	淀川区塚本 3-5-6
108	東三国小学校	淀川区東三国 6-3-24
109	新東三国小学校	淀川区東三国 3-9-10
110	宮原小学校	淀川区三国本町 1-16-44
111	西淡路小学校（小中一貫 須賀の森学園）	東淀川区西淡路 5-5-32
112	菅原小学校	東淀川区菅原 6-3-25
113	新庄小学校	東淀川区上新庄 2-20-5
114	大隅東小学校	東淀川区瑞光 5-8-19
115	豊里小学校	東淀川区豊里 5-14-60
116	啓発小学校（小中一貫校 むくのき学園）	東淀川区東中島 4-8-38
117	小松小学校	東淀川区小松 3-18-15
118	下新庄小学校	東淀川区下新庄 5-2-9
119	井高野小学校	東淀川区井高野 1-28-17
120	大桐小学校	東淀川区大桐 4-1-15

No.	学校名	所在地
121	豊新小学校	東淀川区豊新 4-17-26
122	東井高野小学校	東淀川区井高野 2-8-28
123	大隅西小学校	東淀川区大隅 2-3-18
124	豊里南小学校	東淀川区豊里 5-12-41
125	大道南小学校	東淀川区大道南 1-23-6
126	東小橋小学校	東成区東小橋 3-10-37
127	大成小学校	東成区大今里西 3-2-62
128	中道小学校	東成区玉津 1-7-39
129	北中道小学校	東成区中道 2-9-20
130	中本小学校	東成区中本 4-2-32
131	東中本小学校	東成区東中本 2-9-3
132	今里小学校	東成区大今里 1-35-29
133	片江小学校	東成区大今里南 2-13-2
134	神路小学校	東成区大今里 4-6-19
135	深江小学校	東成区深江南 1-4-6
136	宝栄小学校	東成区神路 1-15-48
137	鶴橋小学校	生野区桃谷 2-20-32
138	東桃谷小学校	生野区勝山北 3-7-21
139	東中川小学校	生野区新今里 7-14-37
140	小路小学校	生野区小路 2-24-40
141	東小路小学校	生野区小路東 3-8-15
142	巽小学校	生野区巽中 3-12-5
143	北巽小学校	生野区巽北 1-30-29
144	巽南小学校	生野区巽南 2-10-7
145	巽東小学校	生野区巽東 3-8-13
146	田島南小学校（田島南小中一貫校）	生野区田島 5-23-7
147	大池小学校（小中一貫校 大池学園）	生野区中川 3-4-3
148	清水小学校	旭区清水 5-1-12
149	古市小学校	旭区森小路 2-10-35
150	大宮小学校	旭区大宮 4-9-16
151	高殿小学校	旭区高殿 6-9-10
152	大宮西小学校	旭区中宮 1-8-14
153	生江小学校	旭区生江 1-10-21
154	城北小学校	旭区赤川 3-13-47
155	新森小路小学校	旭区新森 6-3-13
156	太子橋小学校	旭区太子橋 1-12-15
157	高殿南小学校	旭区高殿 3-10-30
158	榎並小学校	城東区野江 4-1-28
159	閔目小学校	城東区閔目 6-5-5
160	鯰江小学校	城東区今福西 3-9-27
161	聖賢小学校	城東区新喜多 2-4-35
162	中浜小学校	城東区中浜 2-12-35

No.	学校名	所在地
163	鷺野小学校	城東区鷺野西 4-11-48
164	城東小学校	城東区鷺野東 3-16-41
165	諏訪小学校	城東区永田 2-15-5
166	すみれ小学校	城東区古市 2-6-38
167	東中浜小学校	城東区東中浜 5-4-5
168	放出小学校	城東区放出西 2-2-18
169	関目東小学校	城東区関目 4-12-15
170	森之宮小学校	城東区森之宮 1-6-64
171	鯨江東小学校	城東区今福東 1-3-26
172	榎本小学校	鶴見区今津北 1-5-35
173	茨田南小学校	鶴見区諸口 1-3-71
174	茨田北小学校	鶴見区浜 3-8-66
175	鶴見小学校	鶴見区鶴見 4-14-10
176	今津小学校	鶴見区今津中 4-1-48
177	茨田東小学校	鶴見区茨田大宮 3-7-61
178	茨田西小学校	鶴見区横堤 5-13-61
179	横堤小学校	鶴見区横堤 1-11-83
180	みどり小学校	鶴見区緑 2-4-45
181	鶴見南小学校	鶴見区鶴見 2-17-22
182	茨田小学校	鶴見区安田 2-1-8
183	焼野小学校	鶴見区焼野 1-3-44
184	高松小学校	阿倍野区天王寺町北 3-17-19
185	常盤小学校	阿倍野区松崎町 3-11-12
186	常盤小学校（分校）	阿倍野区松崎町 3-2-9
187	金塚小学校	阿倍野区旭町 3-4-46
188	晴明丘小学校	阿倍野区晴明通 10-34
189	丸山小学校	阿倍野区丸山通 1-4-43
190	阿倍野小学校	阿倍野区阪南町 2-17-21
191	阪南小学校	阿倍野区阪南町 5-7-40
192	長池小学校	阿倍野区長池町 20-26
193	苗代小学校	阿倍野区阪南町 1-26-30
194	晴明丘南小学校	阿倍野区帝塚山 1-23-8
195	粉浜小学校	住之江区粉浜 2-6-6
196	安立小学校	住之江区住之江 1-4-29
197	加賀屋小学校	住之江区北加賀屋 2-5-26
198	住吉川小学校	住之江区西加賀屋 4-1-4
199	北粉浜小学校	住之江区粉浜 1-5-40
200	住之江小学校	住之江区御崎 4-6-43
201	平林小学校	住之江区平林南 2-6-48
202	加賀屋東小学校	住之江区東加賀屋 1-6-25
203	新北島小学校	住之江区新北島 6-2-56
204	南港光小学校	住之江区南港中 4-4-22

No.	学校名	所在地
205	南港桜小学校	住之江区南港中 5-2-48
206	清江小学校	住之江区御崎 5-7-18
207	南港みなみ小学校（咲洲みなみ小中一貫校）	住之江区南港中 3-5-14
208	東粉浜小学校	住吉区東粉浜 2-3-26
209	住吉小学校	住吉区帝塚山西 4-1-35
210	長居小学校	住吉区長居東 3-3-40
211	依羅小学校	住吉区我孫子 4-11-48
212	墨江小学校	住吉区墨江 2-3-46
213	遠里小野小学校	住吉区遠里小野 6-6-27
214	清水丘小学校	住吉区清水丘 2-9-41
215	南住吉小学校	住吉区南住吉 3-5-1
216	大空小学校	住吉区我孫子西 1-6-12
217	大領小学校	住吉区大領 3-3-5
218	苅田小学校	住吉区苅田 3-5-34
219	山之内小学校	住吉区山之内 2-17-39
220	苅田南小学校	住吉区苅田 10-1-35
221	苅田北小学校	住吉区苅田 1-11-39
222	北田辺小学校	東住吉区北田辺 3-11-14
223	田辺小学校	東住吉区田辺 2-3-34
224	東田辺小学校	東住吉区東田辺 2-14-6
225	南田辺小学校	東住吉区南田辺 4-3-4
226	育和小学校	東住吉区杭全 4-10-12
227	鷹合小学校	東住吉区鷹合 3-12-38
228	今川小学校	東住吉区今川 4-24-4
229	矢田小学校（やたなか小中一貫校）	東住吉区矢田 3-4-27
230	矢田東小学校	東住吉区住道矢田 2-7-43
231	矢田西小学校	東住吉区公園南矢田 2-15-43
232	矢田北小学校	東住吉区照ヶ丘矢田 2-1-55
233	湯里小学校	東住吉区湯里 6-8-3
234	長谷川小学校	柏原市円明町 3-15
235	喜連小学校	平野区喜連 7-6-4
236	平野小学校	平野区平野宮原 1-9-29
237	長吉小学校	平野区長吉長原 2-6-55
238	瓜破小学校	平野区瓜破 5-3-11
239	加美小学校	平野区加美正覚寺 3-13-35
240	加美南部小学校	平野区加美南 1-9-17
241	平野南小学校	平野区平野南 2-3-8
242	長吉東小学校	平野区長吉出戸 8-8-41
243	喜連西小学校	平野区喜連西 3-17-61
244	長吉南小学校	平野区長吉六反 3-2-17
245	瓜破北小学校	平野区瓜破 1-8-33
246	長原小学校	平野区長吉長原東 3-10-9

No.	学校名	所在地
247	喜連東小学校	平野区喜連東 2-2-17
248	瓜破東小学校	平野区瓜破東 2-5-78
249	加美北小学校	平野区加美北 7-4-10
250	長吉出戸小学校	平野区長吉出戸 3-1-43
251	瓜破西小学校	平野区瓜破西 2-1-43
252	加美東小学校	平野区加美東 5-9-25
253	川辺小学校	平野区長吉川辺 1-4-9
254	新平野西小学校	平野区背戸口 1-5-22
255	天下茶屋小学校	西成区聖天下 1-11-35
256	岸里小学校	西成区千本中 1-8-22
257	玉出小学校	西成区玉出中 2-13-48
258	千本小学校	西成区千本中 2-8-8
259	橋小学校	西成区橋 2-1-29
260	長橋小学校	西成区長橋 2-3-21
261	北津守小学校	西成区北津守 3-3-40
262	南津守小学校	西成区南津守 6-1-14
263	新今宮小学校 (いまみや小中一貫校)	西成区花園北 1-8-32
264	まつば小学校	西成区梅南 3-2-25

## ●中学校

No.	学校名	所在地
265	北稜中学校	北区天満橋 1-1-58
266	大淀中学校	北区大淀中 2-1-11
267	豊崎中学校	北区本庄東 3-4-8
268	新豊崎中学校	北区長柄東 2-2-30
269	天満中学校	北区神山町 12-9
270	中之島中学校（中之島小中一貫校） ※令和6年4月開校	北区中之島 6 丁目
271	弘済中学校	吹田市古江台 6-2-2
272	高倉中学校	都島区御幸町 1-1-10
273	桜宮中学校	都島区東野田町 5-16-10
274	都島中学校	都島区中野町 3-9-33
275	淀川中学校	都島区毛馬町 3-5-12
276	友渕中学校	都島区友渕町 1-5-151
277	八阪中学校	福島区鷺洲 6-1-13
278	下福島中学校	福島区玉川 1-4-11
279	野田中学校	福島区吉野 5-9-4
280	春日出中学校	此花区春日出南 1-2-8
281	梅香中学校	此花区春日出北 3-12-24
282	東中学校	中央区大手前 4-1-5
283	南中学校	中央区島之内 1-10-23
284	上町中学校	中央区上本町西 3-2-30
285	西中学校	西区千代崎 3-1-43
286	花乃井中学校	西区江戸堀 2-8-29
287	市岡中学校	港区磯路 1-5-21
288	港中学校	港区池島 1-5-35
289	港南中学校	港区三先 1-5-28
290	市岡東中学校	港区市岡元町 3-2-18
291	大正東中学校	大正区三軒家東 4-4-30
292	大正中央中学校	大正区小林東 3-23-5
293	大正西中学校	大正区南恩加島 6-14-37
294	大正北中学校	大正区北村 3-1-1
295	天王寺中学校	天王寺区北河堀町 6-20
296	夕陽丘中学校	天王寺区小宮町 6-28
297	高津中学校	天王寺区城南寺町 1-31
298	難波中学校	浪速区塩草 1-1-59
299	日本橋中学校（日本橋小中一貫校）	浪速区日本橋西 1-7-6
300	木津中学校	浪速区戎本町 1-3-46
301	心和中学校 ※令和6年4月開校	浪速区日本橋東 3-1-23
302	淀中学校	西淀川区大和田 6-13-6
303	西淀中学校	西淀川区姫島 6-10-5

No.	学校名	所在地
304	歌島中学校	西淀川区歌島 2-11-9
305	佃中学校	西淀川区佃 2-15-93
306	十三中学校	淀川区十三東 5-1-27
307	新北野中学校	淀川区新北野 2-13-37
308	三国中学校	淀川区西三国 2-5-24
309	美津島中学校	淀川区加島 1-54-41
310	宮原中学校	淀川区西宮原 3-3-2
311	淡路中学校(小中一貫 須賀の森学園)	東淀川区西淡路 4-25-53
312	柴島中学校	東淀川区柴島 2-8-36
313	瑞光中学校	東淀川区瑞光 4-9-37
314	中島中学校 (小中一貫校 むくのき学園)	東淀川区東中島 4-8-38
315	東淀中学校	東淀川区豊里 6-25-19
316	井高野中学校	東淀川区井高野 2-8-13
317	新東淀中学校	東淀川区豊里 1-10-32
318	大桐中学校	東淀川区大桐 4-5-8
319	東陽中学校	東成区深江北 2-5-7
320	本庄中学校	東成区東中本 3-14-2
321	玉津中学校	東成区玉津 1-12-36
322	相生中学校	東成区神路 2-8-16
323	大池中学校 (小中一貫校 大池学園)	生野区中川 6-3-6
324	桃谷中学校	生野区勝山北 3-13-44
325	田島中学校 (田島南小中一貫校)	生野区田島 5-23-7
326	東生野中学校	生野区新今里 7-9-25
327	巽中学校	生野区巽中 3-17-20
328	新生野中学校	生野区巽東 3-3-12
329	新巽中学校	生野区巽南 4-2-53
330	旭陽中学校	旭区高殿 5-9-31
331	大宮中学校	旭区中宮 4-7-11
332	旭東中学校	旭区新森 6-7-25
333	今市中学校	旭区大宮 5-13-40
334	放出中学校	城東区放出西 3-12-10
335	蒲生中学校	城東区中央 3-9-24
336	城陽中学校	城東区鴫野西 3-3-64
337	董中学校	城東区古市 1-18-4
338	城東中学校	城東区永田 3-3-44
339	鯰江中学校	城東区今福西 4-7-20
340	茨田中学校	鶴見区諸口 3-4-44
341	緑中学校	鶴見区鶴見 6-6-11
342	茨田北中学校	鶴見区茨田大宮 1-1-31
343	今津中学校	鶴見区今津中 1-3-55
344	横堤中学校	鶴見区横堤 1-11-27
345	昭和中学校	阿倍野区桃ヶ池町 2-3-17

No.	学校名	所在地
346	文の里中学校	阿倍野区美章園 1-5-52
347	阪南中学校	阿倍野区北畠 1-16-24
348	松虫中学校	阿倍野区松虫通 3-4-45
349	阿倍野中学校	阿倍野区昭和町 3-2-4
350	住吉第一中学校	住之江区粉浜西 1-5-11
351	住之江中学校	住之江区御崎 8-1-6
352	新北島中学校	住之江区新北島 8-2-46
353	南港北中学校	住之江区南港中 4-3-39
354	南港南中学校(咲洲みなみ小中一貫校)	住之江区南港中 3-5-14
355	真住中学校	住之江区御崎 2-2-32
356	三稜中学校	住吉区千駄 1-5-22
357	我孫子中学校	住吉区我孫子東 1-4-32
358	住吉中学校	住吉区帝塚山西 3-5-6
359	大和川中学校	住吉区遠里小野 2-11-4
360	東我孫子中学校	住吉区苅田 1-16-2
361	墨江丘中学校	住吉区墨江 4-15-34
362	大領中学校	住吉区大領 4-3-25
363	我孫子南中学校	住吉区浅香 1-8-55
364	東住吉中学校	東住吉区桑津 5-17-25
365	中野中学校	東住吉区中野 4-4-25
366	白鷺中学校	東住吉区今川 1-2-21
367	矢田南中学校 (やたなか小中一貫校)	東住吉区矢田 3-4-27
368	矢田西中学校	東住吉区公園南矢田 2-12-47
369	長谷川中学校	柏原市円明町 3-15
370	長吉中学校	平野区長吉長原東 1-6-15
371	加美中学校	平野区加美正覚寺 3-13-46
372	長吉西中学校	平野区長吉長原西 3-8-21
373	喜連中学校	平野区喜連西 6-2-11
374	長吉六反中学校	平野区長吉六反 4-9-61
375	瓜破西中学校	平野区瓜破西 2-12-22
376	加美南中学校	平野区加美南 1-10-15
377	天下茶屋中学校	西成区橘 1-8-2
378	今宮中学校 (いまみや小中一貫校)	西成区花園北 1-8-32
379	成南中学校	西成区千本中 1-17-10
380	鶴見橋中学校	西成区長橋 3-9-23
381	玉出中学校	西成区玉出西 1-15-37
382	梅南中学校	西成区梅南 3-3-17

## ●義務教育学校

No.	学校名	所在地
383	生野未来学園	生野区生野西 3-5-40

## 別紙2 リスク分担表（案）

[リスク分担（案）凡例： ○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者]

### ■共通

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
			本市	選定事業者
入札説明書リスク	1	入札説明書等の各種公表文書の誤りや本市の理由による変更に関するもの	○	
制度関連リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※1	
	3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	4	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
	5	本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更	○	
	6	上記以外の税制の変更等（例：法人税率の変更）		○
	7	事業管理者として本市が取得するべき許認可の遅延	○	
	8	業務の実施に関して選定事業者が取得するべき許認可の遅延		○
	9	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響	○ ※2	
	10	整備及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
社会リスク	11	選定事業者が行う調査、施工に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
	12	選定事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
	13	選定事業者の行う業務に起因する事故、選定事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
	14	本市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力リスク	15	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、及び、戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの	○ ※3	△ ※3
経済リスク	16	事業に必要な資金の確保	○ ※4	○
	17	設計・施工段階の物価変動（整備費に関するもの）	△ ※5	○ ※5
	18	維持管理段階の物価変動（維持管理費に関するもの）	△ ※5	○ ※5
	19	整備費の割賦金利の変動		○

## ■設計・施工段階で発現したリスク

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
			本市	選定事業者
測量・調査リスク	20	選定事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
	21	選定事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に想定し得ない重大な欠陥が発見された場合等	○	
計画リスク	22	選定事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	23	本市の要望による計画・設計条件の変更等を行う場合	○	
工事リスク	24	選定事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
	25	本市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	26	選定事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○
	27	本市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合	○	
	28	工事により整備対象設備、点検対象設備及びその他の設備が損傷した場合		○
工事監理リスク	29	工事により施設が損傷した場合		○
	30	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
要求性能未達リスク	31	工事完了後、本市の確認で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
技術進捗リスク	32	計画・工事段階における技術進捗に伴い、空調設備の内容に変更が必要となる場合	○	

## ■維持管理段階で発現したリスク

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
			本市	選定事業者
維持管理リスク	33	選定事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合		○
	34	本市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	
	35	整備対象設備の経年劣化等による性能低下のリスクが顕在化した場合		○ ※6
	36	既存の配管を用いたことによる性能の低下 (空調設備の更新の場合)		○
	37	事業期間中に、本事業の工事による整備対象設備、点検対象設備及びその他の設備の契約不適合が発見された場合		○
	38	事業期間中に、本事業の工事によらない点検対象設備の契約不適合が発見された場合	○	
	39	事業期間中に、本事業の工事による施設の契約不適合が発見された場合		○
	40	本市の要因(業務内容、対象範囲の変更指示等)による維持管理費の増加	○	
	41	選定事業者の要因による維持管理費の増加(不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものなどを除く)		○

維持管理リスク	設備損傷リスク	42	空調設備の劣化に対して、選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
		43	本市の責めにより整備対象設備又は点検対象設備が損傷した場合	○ ※7	
		44	選定事業者の責めにより整備対象設備及び点検対象設備が損傷した場合		○
	施設損傷リスク	45	本市の責めにより施設が損傷した場合	○	
		46	選定事業者の責めにより施設が損傷した場合		○
	エネルギーコスト変動リスク	47	エネルギーの単価が変動する場合	○	
		48	空調設備の使用時間が変動する場合	○	
		49	空調設備の性能未達及び想定以上の性能劣化、想定以上の最大需要電力の増加によるエネルギーコストの増加		○ ※8
事業期間終了時の性能リスク		50	事業期間終了時における性能水準の保持		○

### 【注釈】

※1 環境関連の基準変更によって導入機器への要求水準が変更となった場合等、本事業に直接関係する法令の改正等については、基本的に本市が負担するが、選定事業者においても、変更後の要求水準に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。

※2 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、選定事業者に追加費用が発生した場合、その費用は本市が負担するものとする。ただし、対象校のうち統廃合が行われる学校については、施工期間において新たな年度が始まるまでに本市が選定事業者に当該校を対象校から除外する旨を通知した場合は、当該校分の施工に係る費用を減額する。維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更の内容に応じて、本市が選定事業者に支払う維持管理に係る費用を改定（増額又は減額）することを条件とする。

※3 不可抗力事由により、本市に追加費用その他損害が発生した場合、本市は選定事業者に損害賠償請求を行わないこととし、選定事業者に追加費用その他損害が発生した場合または、第三者に損害が発生し本市または選定事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを選定事業者の負担、それを超えるものについては本市の負担とする。より詳細なリスク分担については、事業契約書（案）において提示する。

※4 国庫交付金の充当ができない場合、その費用は本市が負担するものとする。

※5 物価変動等に一定程度の下降または上昇があった場合における詳細なリスク分担については、事業契約書（案）において提示する。

※6 運転時間や設置からの経過期間に応じて経年劣化そのものは当然に生じることを考慮し、性能低下のリスクが顕在化した場合と考えられる場合、顕在化したリスクに対して選定事業者は対応し、対応に伴う費用は選定事業者により負担すること。性能低下のリ

スクが顕在化した場合の例を以下に示す。

〈明らかに重大な支障があるリスクが顕在化した例〉

- ・整備対象設備の故障により空調設備の運転ができない
- ・空調設備の安全上の問題（室内機の落下の危険性が明らかに生じている、冷媒等の漏洩等が発生している等）や著しい性能劣化（当該空調設備の運用によって発生する大きな騒音のため、教育活動に重大な影響が生じている等）のために使用することができない

〈明らかに支障があるリスクが顕在化した例〉

- ・空調設備は稼働しているが要求水準書の「別紙 6 空調環境の標準提供条件」に示された運用室内温度に達しない状況が継続的または頻繁に生じる（ただし、外気条件、換気条件を考慮するものとする。）
- ・冷媒配管やドレン配管に結露が生じ結露水が壁床等を濡らしている状況が継続的または頻繁に生じる
- ・空調設備の消費電力量が定格消費電力量を著しく上回る状況が継続的にまたは頻繁に生じる（ただし、運転立ち上がり時の消費電力量増加、除霜運転による消費電力量増加等の瞬間的な消費電力量の増加、運転上の必然性により生じる消費電力量増加、学校関係者のリモコン操作等により通常想定される運転を超えた著しく消費電力量を増加させる運転が行われた場合は除く。）

※7 「本市の責めにより整備対象設備又は点検対象設備が損傷した場合」には、本市の職員、児童等、教職員、児童等の保護者等、学校の通常利用者によるものも含む。

※8 事業期間中に空調機器の性能が、選定事業者の設定する性能を下回った場合（契約不適合又は故意、重過失による業務水準の未達は除く）、選定事業者は一定の期間内に性能低下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途支払額の減額措置が課される。また、これに起因して増加するエネルギーコストは選定事業者が負担する。本市の職員、児童等、教職員、児童等の保護者等、学校の通常利用者による通常利用の範囲を超える最大需要電力の増加、ならびに本事業の対象外の建築設備による最大需要電力の増加に伴う負担は本市の負担とする。より詳細なリスク分担については、事業契約書（案）において提示する。